

## 千曲市中小企業エネルギーコスト削減支援事業補助金 募集要項

### 1. 目的

燃料・原材料価格高騰に直面する千曲市内の事業者のエネルギーコスト削減を促進し、持続可能な経営構造への転換を図るため、市内中小企業者が実施する省エネルギー効果の高い設備の更新に要する経費の一部を補助するものです。

### 2. 補助対象者

補助対象者は以下に掲げる要件をすべて満たす者です。

#### (1) 市内に事業所を有する中小企業者等

※「中小企業者等」とは、中小企業支援法第2条 第1項第1号から第4号で規定する会社、個人及び組合（主たる業種が、日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業を除く）、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、酒類業組合・連合会、生活衛生同業組合・連合会、商店街振興組合、認定職業訓練を実施している法人・団体。 [ただし、みなし大企業を除く]

※みなし大企業とは：

- ・大法人（資本金または出資金が5億円超の法人など）の100%子会社
- ・100%グループ内の複数の大法人に発行済み株式または出資の全部を保有されている法人

(2) 対象設備の更新を実施する建物等（建物等における事業内容が日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律で規定される性風俗関連特殊営業でないもの。）を市内に有していること。

(3) 対象設備の更新により、エネルギーコストの削減が図れること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 市税を滞納している者
- イ 代表者又は役員が禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者

### 3. 対象設備

補助金の対象となる設備は、空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、電気制御設備とします。

#### 4. 対象経費

- ・対象設備の更新に要する工事費及び処分費を含み、令和5年7月18日から令和6年1月31日までに更新（発注・納品・支払が完了）した経費（税抜き）とします。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、対象経費から控除してください。
- ・市内中小企業者等が本補助事業と同一内容の事業について、国・県等から補助金の交付を受けた場合には、当該補助金の額を控除した額を本補助金の対象経費とします。
- ・対象経費の合計が10万円に満たないものは、交付対象外となります。

#### 5. 補助金の額

補助金の額は対象経費に3分の2を乗じて得られた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得られる額）とし、50万円を限度とします。

#### 6. 事業の流れ

認定申請書等の作成



認定申請書等の提出（添付書類を含む）



市からの認定通知書の受領



発注・納品・支払



交付申請書兼実績報告書の提出



市からの交付決定及び額の確定通知の受領



精算払い請求書の提出



市からの指定口座への支払い



エネルギーコスト削減等実績報告書の提出（導入後1年間のエネルギー削減実績）

#### 7. 認定申請時の必要書類

- ①認定申請書（様式第1号）
- ②実施計画書（様式第2号）
- ③対象設備確認書（様式第3号）※施工業者にて作成する書類
- ④補助要件確認書（様式第4号）
- ⑤エネルギーコスト削減計画書（様式第5号）

- ⑥既存設備の仕様がわかる資料（メーカー型番明記）
- ⑦既存設備の写真・配置図
- ⑧平面図・設置予定場所の写真
- ⑨導入設備の仕様がわかる資料（カタログ等）
- ⑩明細が記載された見積書（写し可）
- ⑪市税の納税証明書

## 8. 補助金の交付の取り消し

以下に該当すると認められる場合は補助金の交付を取り消すことがあります。

- ・補助事業者が法令等若しくはこの要領に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- ・補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ・補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- ・交付決定及び額の確定後に生じた事業の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ・交付の要件を満たさなくなった場合

## 9. 認定申請書等の提出先

千曲市役所経済部産業振興課（千曲市役所3階）

メール：[ritti@city.chikuma.lg.jp](mailto:ritti@city.chikuma.lg.jp)

持参又はメールにて提出してください。

## 10. 注意事項

予算の上限に達し次第終了となります。市に認定申請書を提出いただいた順に審査を行います。提出済み（持参、メール共）であっても受付状況によっては不受理（補助金を交付できない）となる場合がありますので予めご了承ください。

## 11. 問い合わせ先

千曲市経済部産業振興課 企業立地推進係 電話 026-273-1111（内線 3302）